

令和5年度学校体育施設の使用について

1 はじめに

学校体育施設開放事業は、身近にスポーツ、レクリエーション活動が出来る場所として、学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で地域の皆さんに利用していただく制度です。学校施設は学校教育のための施設であり、市民皆さんの財産です。ルール・マナーを守り、大切に使用してください。

2 使用可能施設及び時間

(1) 使用可能施設及び時間一覧

ア 使用可能時間には、準備・片付けの時間を含みます。

イ 使用時間内に片付け・清掃・施錠を行い終了時間までに学校敷地内から退出し、駐車場や周辺道路等に留まらず速やかに解散してください。

施設	使用可能時間	
	月曜日から金曜日	土・日曜日、祝日
運動場 (屋外照明設備) ※1	午後5時～日没まで	午前6時～日没まで
	日没から午後9時まで(4月～10月のみ)	
体育館	午後5時30分～ 午後8時30分	午前9時～午後9時
柔剣道場 ※2	午後5時30分～ 午後8時30分	午前9時～午後9時
プール	午前9時～午後4時(夏休み期間中のみ)	
下記は学校完全閉校日のため使用できません。※変更になる場合は連絡します		
(1)「夏休み中の完全閉校日」(8月12日から16日まで)		
(2)「茨城県民の日」(11月13日)		
(3)「年末年始」(12月28日から翌年1月4日まで)		

※1 屋外照明設備(有料)は多賀中、泉丘中、豊浦中、久慈中のみ

※2 柔剣道場は助川中、駒王中、滑川中、台原中、日高中、久慈中、十王中のみ

※3 小・中学校施設のため、使用できない種目(例:硬式野球等)や使用を制限する施設(例:フットサルの体育館使用等)があります。

3 使用の流れ

(1) 団体の登録

学校体育施設を使用するには、団体登録が必要です。

ア 使用できる団体の要件(原則として、次の要件を全て満たすこと。)

- ① 当該校区内に在住、通勤又は通学する者で構成する団体であること。ただし、運動場夜間照明設備、柔剣道場、プール等、学区内の小中学校に施設がない等、やむを得ない理由(理由を届け出てください。)がある場合は、学校や他の使用団体に支障のない範囲で、校区外の団体の使用を認めます。
- ② 10名以上の構成員による団体であること。
- ③ 運営委員が18歳以上の者であること。

- ④ 営利目的の団体でないこと。
- ⑤ 施設施設を使用する団体は、平日の学校開校時間内に鍵の借用ができること。
- ⑥ プールにあっては、小学生又は中学生の団体(幼児、高校生以上は遊泳禁止)
- ⑦ プールにあっては、18歳以上の者が、2名以上で監視できること。

イ 登録の手続き

- ① 「学校施設開放使用団体登録申請書」と「学校体育施設開放に係る鍵の使用責任者の届出書」(鍵を使用する団体のみ)に必要な事項を記入して提出してください。

※ 「学校体育施設開放に係る鍵の使用責任者の届出書」に記載されていない方へは鍵の貸出しができませんのでご注意ください。

- ② 教育委員会より「使用団体登録証」を交付します。
- ③ 団体登録の有効期限は毎年3月末までとなります。(前年度から継続して使用する団体も毎年手続きが必要です。)

ウ その他

- ① 教育委員会は、学校施設を使用するのに不適切な団体に対し必要な指導若しくは制限をし、又は登録を取り消すことがあります。
- ② 原則として、複数の学校への登録はできません。

(2) 使用申請

ア 原則として、学校体育施設の使用申請は使用する月の前月初日から20日までに、1か月分の「学校施設開放使用申請書」を使用する学校に提出してください。(学校によって、申請期間が異なる場合があります。)

イ 申請できる使用日は、事前に調整した日時のみとします。調整していない日程の申請は無効となりますので、事前に調整をしてください。

ウ 「学校施設開放使用申請書」は使用する学校で配布します。各記入欄に必要な事項を正確に読みやすい文字で記入してください。

エ 学校教育(学校行事及び部活動等)を優先するため、施設が使用できない日があります。また、災害その他緊急の場合は、使用許可を取り消すことがあります。

オ 申請後、必ず「学校施設開放使用許可書」(3枚複写の3枚目)を受け取ってください。

(3) 使用の手順

ア 使用日当日の午前9時から午後4時30分までに学校(職員室)にて「学校施設開放使用許可書」を提示し、施設の鍵、屋外照明設備用コイン等を借用してください。

※ 土・日曜日、祝日、学校の休業日に使用する場合は、その直近の学校開校日の午前9時から午後4時30分までに鍵の借用等をしてください。(事前の借用を忘れた場合は使用できません。)

- イ 施設使用後は片付け・清掃、ゴミの持ち帰り等を徹底してください。
※感染症対策のため、トイレ等も含め、団体の所属員が立ち入った場所・触れた物については全て清掃（消毒）を行ってください。
- ウ 使用後は「学校体育施設使用日誌」を記入し、鍵と一緒に返却ボックス等に入れて退出してください。（返却先は学校の指示に従ってください。）
使用日誌は、記録として保存しますので、丁寧に記載をお願いします。
特に、登録番号は登録証を確認し、正しく記入してください。
なお、使用人数記入漏れがあった場合は、使用実績なしとします。
- エ プールを使用する場合も、使用の手順は同様です。ただし、使用する際には次の事項を遵守してください。

- ①使用責任者は、気温、水温、残留塩素を1時間ごとに測定し、プール管理日誌に記入すること。
- ②残留塩素が0.4 mg/l 未満のときは使用しないこと。
- ③使用責任者は、プールに入るまでに各人の体調を確認し、不調の者には遊泳させないこと。また、遊泳中も各人の体調には留意すること。

4 注意事項

以下の事項に違反した場合、使用者に指導若しくは使用の制限、又は使用の許可を取り消す場合があります。その後、改善が見られない場合、団体登録の抹消や施設の使用禁止等の措置を講じます。

- (1) 施設、設備、備品等を破損または亡失したときは、速やかにスポーツ振興課もしくは学校に連絡してください。また、原則として使用団体にその損失を賠償していただきます。夜間・休日等によりスポーツ振興課、または学校と連絡が取れない場合は、市役所当直（日直）へ伝言してください。
- (2) 使用する備品、消耗品は、原則として使用団体が用意してください。学校にある石灰、ラインテープ等の消耗品は使用しないでください。（スポーツ振興課が用意する清掃用のモップ、プール管理用の薬剤等は除く。）
※持ち込んだ用具等は使用の都度持ち帰ってください。学校の許可なく、置いたままにすることは禁止です。
- (3) 学校の備品を使用する場合は、あらかじめ学校の承諾を受けてください。
※ネット・支柱（バレーボール・バトミントンなど）がない学校もありますので借用したい備品がある場合は、登録手続き前に学校に問い合わせてください。
- (4) 失火防止のため、火器や冷暖房器具の使用は禁止です。
また、電源（コンセント等）を無断で使用することも禁止です。
- (5) 学校体育施設開放事業はスポーツ振興課が主体となって実施しています。要望や不明な点等がある場合はスポーツ振興課にご連絡ください。
- (6) 「学校施設開放使用許可書」の提示、施設の鍵等の借用、施設使用時間を遵守してください。

- (7) 学校内の許可されている場所以外には入らないでください。
- (8) 施設、借用備品等は大切に使用してください。
- (9) ごみは必ず持ち帰ってください。(学校のごみ箱には捨てないでください。)
- (10) 車両の乗り入れは最小限とし、駐車場所以外(周辺道路や商業施設等)には駐車しないでください。また、運動場内に車両を乗り入れないでください。
- (11) 体育館を使用する場合は、室内用の運動靴を着用してください。
- (12) 柔剣道場を使用する場合は、土足で入らないでください。
- (13) 学校敷地内及び路上では、絶対に喫煙や飲酒をしないでください。
- (14) 盗難等の責任は負いませんので、貴重品等の管理は使用者が行ってください。
- (15) 近隣住民の迷惑(騒音等)にならないよう、配慮してください。

5 運営委員(団体代表者)の役割

団体の代表者として、使用校の登録団体・学校・教育委員会との調整を行います。

(1) 目的

円滑な使用調整を行うため、使用校ごとに使用団体、開放校、教育委員会による運営委員会を設置しています。新規団体の登録や、その他団体間で調整が必要となった場合の会議への出席や、相互に連絡を取り合って調整をお願いすることがあります。

また、行事、災害等により施設が使用できない場合などに連絡を受けます。

(2) 運営委員の選出

団体の構成員であって、使用する学校の校区内に在住又は在勤する方で、18歳以上の方を選出してください。

(3) その他

運営委員に変更(連絡先の変更も含む。)があったときは、速やかに日立市教育委員会スポーツ振興課へご連絡ください。

6 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況は、常に変化しています。

日立市や茨城県などから発表されている最新の情報に注意し、各種ガイドライン等に沿って十分な感染症対策を行った上での使用をお願いいたします。

(2) 円滑な学校施設の開放を行うため、随時手続き等の見直しを行っています。

今後、使用方法等が変更になることもありますので御了承ください。

(3) 原則、メールのみのお知らせとしているため、メールアドレスのドメイン登録やデータ容量の確保など、連絡が確実に取れるよう御協力をお願いします。

スポーツ振興課のメールアドレス等は下記のとおりです。

日立市教育委員会スポーツ振興課

T E L : 0294-22-3111 内線 636

IP 電話 : 050-5528-5127 (直通) ※電話はこちらの番号が通知されます

E-mail : suposhin@city.hitachi.lg.jp (課内共通)

メールアドレス QR コード→



(4) 日立市教育委員会では、小中学校の再編に向けて検討を進めています。

令和 6 年 4 月には東小沢小学校と坂本小学校が統合される見込みで、統合校の位置は現在の坂本小学校を予定しています。これにともない、令和 6 年 4 月からは、現東小沢小学校は学校体育施設開放事業の対象外となる見込みです。

また、令和 5 年度中にも学校統合に向けたイベント等が行われる可能性があります。今後の動向にご留意ください。

・現在、統合準備委員会が設置されている学校

東小沢小・坂本小 (令和 6 年 4 月統合予定)

平沢中・駒王中 (令和 7 年 4 月統合予定)

坂本中・久慈中 (令和 7 年 4 月統合予定)

山部小・櫛形小 (令和 8 年 4 月統合予定)

日立市ホームページ (学校再編)

<https://www.city.hitachi.lg.jp/kyouiku/tekisei/index.html>



日立市教育委員会学校再編ページ QR コード→